

指定難病に係る特定医療費の支給認定申請について

高知県 健康政策部 健康対策課

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した「指定難病」にかかり、認定基準を満たした方に、医療費助成※を行います。

※従前医療費助成を行っていた「特定疾患治療研究事業」が制度改正されたものです。

生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援法の支援給付世帯の方で、指定難病に係る医療費助成の申請をされる方は、次の書類をご提出ください。

1 全員の方に提出していただく書類

書 類	記載等における留意事項
1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	<ul style="list-style-type: none">・受診者(本人)がボールペン等で記入してください。・氏名は、住民票と同じ字体で記入してください。・最後の申請者氏名は、基本、受診者(本人)です。受診者が18歳未満の場合のみ保護者を記入してください。・「受診者」「申請者」それぞれの個人番号を記入してください。・「受診を希望する医療機関」の欄には、指定医療機関になっている病院・診療所、保険薬局、訪問看護ステーションを記入してください。 ※指定医療機関は県のホームページで公表しています。・申請日は、難病指定医が作成した診断書(臨床調査個人票)の診断日以降の日を記入してください。
2 臨床調査個人票(新規用)	<ul style="list-style-type: none">・難病指定医の指定を受けている医師に作成してもらってください。 ※難病指定医は県のホームページで公表しています。・疾病によっては、レントゲン写真等が必要な場合があります。
3 住民票(世帯全員を記載) (交付日から3ヶ月以内のもの) (個人番号が入っていないもの)	<ul style="list-style-type: none">・「この住民票は世帯全員のものと相違ないことを証明する」という記載があるものを提出してください。・「続柄」が記載されているものを提出してください。
4 医療保険証の写し	<ul style="list-style-type: none">・生活保護世帯の方は、福祉事務所または福祉保健所の発行する生活保護受給証明書を提出してください。・中国残留邦人等支援法の支援給付世帯の方は、福祉事務所または市町村の発行する支援給付を受けている証明書を提出してください。※医療保険証をお持ちの方は、「1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書」の加入医療保険欄に記載のうえ、医療保険証の写しを提出してください。
5 番号法に基づき申請時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none">・個人番号を提供いただく際は、番号法により、窓口(若しくは郵送)で番号確認と身元確認を行います。※個人番号の提供の際に必要な書類については、別途ホームページ内に掲載しておりますのでご覧ください。

2 該当する方のみ（追加）提出していただく書類

書 類	記載等における留意事項
6 レントゲン写真等	・主治医又は難病指定医から預かった方は、提出してください。

3 申請の提出先・問い合わせ先 ※提出は郵送で可

所属名等	電話番号	所在地	担当地域
安芸福祉保健所 健康障害課	0887-34-3177	〒784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36	安芸市・室戸市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・北川村・馬路村 芸西村
中央東福祉保健所 健康障害課	0887-53-3171	〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1	南国市・香美市・香南市・本山町 大豊町・土佐町・大川村
中央西福祉保健所 健康障害課	0889-22-1249	〒789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4	土佐市・仁淀川町・いの町・越知町 佐川町・日高村
須崎福祉保健所 健康障害課	0889-42-1875	〒785-8585 須崎市東古市町 6-26	須崎市・中土佐町・四万十町 津野町・梶原町
幡多福祉保健所 健康障害課	0880-34-5124 34-5120	〒787-0028 四万十市中村山手通 19	四万十市・宿毛市・土佐清水市 黒潮町・三原村・大月町
高知市保健所 (健康増進課)	088-803-8005	〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7-45 総合あんしんセンター内	高知市
高知県庁 健康対策課	088-823-9678	〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号	